

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
にときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

国道の区域の変更(道路課)

国道の供用の開始(〃)

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に変更があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇教委告示

◇公 告

◇正 誤

臨時教育委員会の招集(総務課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
平成二年二月鳥取県告示第百二十五号中訂正
平成二年二月鳥取県告示第百二十六号中訂正
平成二年二月鳥取県告示第百二十七号中訂正
平成二年二月鳥取県告示第百二十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
有限会社池田薬局	鳥取市今町二丁目三三三	平成元年十二月十五日
元氣堂薬局	米子市東福原五五六一一	〃
家森薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一二四 四一四	平成二年一月五日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿一一五	平成二年一月一日
医療法人社団ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九五一三	〃

医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目九六二—二	"
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五—二	"
増田耳鼻咽喉科 医院	倉吉市宮川町二五六—四	"
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五—三	"
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成二年一月四日
循環器クリニッ ク花園内科医院	米子市東福原五八〇—二一	平成二年一月一日

鳥取県告示第百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津嶋 謙治	鳥国医第四、〇四一号	平成元年十二月七日

小谷 和加子	鳥国薬第七三三号	平成元年十二月十八日
杉本 道臣	鳥国薬第七二四号	"
下村 恭子	鳥国薬第七二六号	平成元年十二月二十一日

鳥取県告示第百三十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一五	平成二年一月二十五日
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四	"
中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇—一	"
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	"

鳥取県告示第百三十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一五	平成二年一月二十四日

鳥取県告示第百三十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一六	鳥取市西町五丁目一三一二	平成元年十二月一日

鳥取県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字白浜六九三の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 二一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字身千山八八九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称 岸本町
- 二 事業の種類 岸本町庁舎新築工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 西伯郡岸本町吉長字上島ノ一、字上島ノ二及び字上島ノ三並びに大殿字吉長境及び字中上島地内
 - 2 使用の部分 なし
 - 四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所 岸本町役場

鳥取県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、

国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成二年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	変更前	変更後		
一七九号	東伯郡三朝町大字木地山字蘭東 原一四三地先から同町大字加谷 字坂ノ下七六一五地先まで	東伯郡三朝町大字木地山字蘭東 原一四三地先から同町大字加谷 字坂ノ下七六一五地先まで	六・〇 一・二・〇	八〇九・〇
	東伯郡三朝町大字木地山字向東 原一四三地先から同町大字加谷 字坂ノ下七六一五地先まで	東伯郡三朝町大字木地山字向東 原一四三地先から同町大字加谷 字坂ノ下七六一五地先まで	一〇・五 四・三・〇	八〇〇・〇
	東伯郡三朝町大字木地山字向下 小屋六一地先から同町大字加谷 字向山一〇一地先まで	東伯郡三朝町大字木地山字向下 小屋六一地先から同町大字加谷 字向山一〇一地先まで	六・〇 一・一・〇	三〇〇・〇
	東伯郡三朝町大字加谷字向山八 一―地先から同大字字瀧ノ尻二 三地先まで	東伯郡三朝町大字加谷字向山八 一―地先から同大字字瀧ノ尻二 三地先まで	七・〇 一・一・〇	一二五・〇

鳥取県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、

次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成二年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	東伯郡三朝町大字木地山字蘭東原一 四三地先から同町大字加谷字坂ノ下 七六一五地先まで	平成二年二月十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岸部男後援会	坪倉 米寿	岸 武	日野郡日南町大字下阿毘縁一五四六	平成元年十一月六日	その他政治団体
神原昭文後援会	河本 清一	石亀 国彦	東伯郡東伯町徳万六〇〇一	平成元年十一月十日	
黒見哲夫後援会	樫野 利雄	木村 明	境港市上道町三一五〇	平成元年四月十日	
現代政治経済研究会	平田 正人	牧 廣	倉吉市西倉吉町一六四	平成元年十一月十日	
宮脇三己後援会	高濱 時雄	宮脇 忠雄	東伯郡泊村大字泊五二七		
谷本登後援会	橋本 是	松本 昇一	東伯郡泊村大字泊一五七一	平成元年十一月二十九日	
心豊かで公正な市政を築く会	遠藤 勝美	遠藤 治郎	境港市上道町三一五〇	平成元年十二月四日	
松濤塾	大西 範昭	才田 昌一	鳥取市寿町四〇二	平成元年十二月七日	
早川芳忠とともに創る会	早川 喜久	河原 潤	倉吉市河原町一八〇〇	平成元年十二月十日	
早川芳忠とともに創る会	早川 喜久	河原 潤	倉吉市河原町一八〇〇	平成元年十二月十日	

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
橋本財蔵後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市福庭四七二	倉吉市上井町一丁目二一六	平成元年十一月九日	その他政治団体
野坂浩賢後会	"	米子市加茂町二丁目一三八	米子市昭和町六八一	平成元年十一月二日	"
高橋篤史後援会	代表者の氏名	喜美田 充	井下原 積	平成元年十二月五日	"
"	"	足羽 茂秋	喜美田 充	平成元年十二月二日	"
黒見哲夫後援会	主たる事務所の所在地	境港市財ノ木町五二一	境港市上道町三一五〇	平成元年十二月十六日	"
心豊かで公正な市政を築く会	"	"	"	"	"
江府町を愛する会	代表者の氏名	芦立 喜男	藤田 一男	平成元年十二月十七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山内芳元後援会	山内吉太郎	山崎 巖	西伯郡中山町八重一七七	平成元年十一月十日	その他政治団体
西尾優後援会	米原 稜	岡本 喜徳	鳥取市八坂一〇五	平成元年十二月十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	政治団体の収支報告書の要旨	経常経費	備品・消耗品費	合計
山内芳元後援会	報告年月日 平成元年11月17日 (解散日平成元年11月12日)	5,830円	5,830円	5,830円
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	政治団体の名称 西尾優後援会			
7 前年繰越額	報告年月日 平成元年12月25日			
4 本年収入額	(解散日平成元年12月25日)			
(2) 支出総額	1 収入・支出の総額			
2 支出の内訳	(1) 収入総額			2,827,893円

ア	前年繰越額	2,821,593円	合 計	6,300円
イ	本年収入額	6,300円	(2) 支出の内訳	
(2)	支出総額	2,827,893円	政治活動費	
2	収入・支出の内訳		組織活動費	150,000円
(1)	収入の内訳		寄附・交付金	2,677,893円
	その他の収入		合 計	2,827,893円
	10万円未満の収入	6,300円		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年二月九日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年二月十日(土)午後四時
- 二 場所 鳥取市米広温泉町五五六 公立共済鳥取宿泊所「白兔会館」
- 三 議題
 - 1 平成二年度の重点事業について
 - 2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

- 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

 - (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
経験者講習	平成2年3月2日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糠町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、津口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成2年3月8日	午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77	鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	平成2年3月13日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県片木庁舎地下第1会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)

正 誤

平成二年二月鳥取県告示第百二十五号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 上 後ろから八 保林安 保安林

平成二年二月鳥取県告示第百二十六号(保安林の指定予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十一 上 七 保林安 保安林

平成二年二月鳥取県告示第百二十七号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十一 下 後ろから二 保林安 保安林

平成二年二月鳥取県告示第百二十八号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
十二	上	後ろから六	保林安	保安林